

令和6年5月22日

令和6年5月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年5月22日(水) 午後1時30分～1時45分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	14番	小濱	邦臣			
副会長	6番	中村	正治			
委員	1番	大神	平	2番	中西	壽男
	3番	入交	享子	4番	矢頭	周
	5番	久保	睦子	7番	南野	悟
	8番	吉田	公俊	10番	谷山	正昭
	11番	池田	洋一	12番	大西	清一
	13番	西林	肇			

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	西ノ坊	嘉治	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	小川	範久
第5地区	川端	稔	第6地区	森	善隆
第7地区	松本	好博			

5 欠席委員(1人)

9番 早川 訓男

6 農業委員会事務局職員(4人)

事務局長(兼農林課長)	谷田	明夫		
事務局次長	松下	伸弘	事務局長代理	奥田 真貴子
職員	近藤	大介		

7 議事録署名委員

1番	大神	平	2番	中西	壽男
----	----	---	----	----	----

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用

集積計画（利用権設定）

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知

報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

9 会議の概要

議長

それでは、ただ今から、令和6年5月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は13名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号1番、大神 平委員、並びに、議席番号2番、中西 壽男委員をご指名申し上げます。

議長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、3件を議題といたします。
議事の進行上、まず1項目から7項目までについて審議いたします。
本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、問題はないとの回答をいただいておりますので、ご報告いたしておきます。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長 松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、3件、8筆、2,756平方メートルについてでございます。

申請地の位置等については、それぞれ議案第1号参考資料でご確認をお願いします。

1項目から7項目までについてご説明申し上げます。

いずれも茨木市内の農家が、耕作目的で所有権を取得するため申請があったものでございます。

譲受人は、それぞれ本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものであります。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

西林委員。

西林委員

農家の人が取得するという説明だったと思うのですが、第1項目については、角川さんの耕作面積がゼロと書いていますが、農家なんですか。

議 長

事務局次長、松下君。

事務局

ご質問でございますが、1項目の譲受人は、耕作面積が議案書ではゼロとなっておりますが、一応地元の農家でございます。

少し経過を申し上げますと、目垣のほうに、2反ちょっと農地を所有されておりまして、令和4年に市民農園を開設するという手続を行われまして、令和5年

度の4月から、ちょうど1年前から、そちらのほうに開園されて、市民農園の管理運営、あと利用者の指導に当たっておられますので、農業者としては不足ないものと考えております。

西林委員

市民農園は誰がされているのですか。

事務局

所有者が開設、運営されています。

西林委員

なぜ、ゼロになるのか、よく分かりません。

事務局

貸農園ということは、一応形態としては貸し借りをされていることになっており、議案書の耕作面積は、ご自身で耕作を、農業経営をされている面積となります。

西林委員

これは耕作面積というのは、借地であっても構わないという意味ですか。

事務局

そのとおりでございます。

西林委員

分かりました。

それでしたら議案説明のときに、もうちょっと分かるように、事務局で説明をしてください。

事務局

承知しました。

議長

議案の説明がちょっと不足しておりましたので、今後そのような形でさせていただきます。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、8項目につきまして審議いたします。

なお、西ノ坊推進委員につきましては、茨木市農業委員会会議規則第12条に、推進委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室をお願いします。

(西ノ坊推進委員、退室)

議 長

本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただいておりますのでご報告しておきます。

それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

それでは、8項目についてご説明申し上げます。

譲受人は市内の農家で、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものでございます。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている

と考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(西ノ坊推進委員、自席に戻る。)

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、1筆、1,493平方メートルにつきまして、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

借り手は市外在住の準農家で、権利関係は使用貸借権、解除条件付、5年の再

設定となっております。

借り手は、現在、茨木市内の農地を借り受け、水稻や野菜を栽培されております。

借り手は、農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件、1筆、155平方メートルについてでございます。

内容でございますが、権利関係は使用貸借権、解除条件付、5年の再設定となっております。

転借人は、市外在住の認定新規就農者で、茨木市内で農地を借り受け、野菜を栽培されております。

転借人は農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり大阪府みどり公社に対し要請いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、2件。

以下、報告第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、2件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、ふるさと農業再生委員会でございますが、6月11日、火曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、都市農政対策委員会でございますが、6月19日、水曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、6月24日、月曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和6年5月定例会を閉会といたします。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年5月22日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名ずみ

署 名 委 員

署名ずみ

署 名 委 員

署名ずみ
